



2025年1月14日

各位

上場会社名 株式会社ノザワ  
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也  
(コード番号 5237)  
問合せ先 取締役管理本部長 藤井 邦彦  
(TEL 078-333-4111)

当社及び当社連結子会社の従業員に対する  
譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会の決議により、下記の通り、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 振込期日	2025年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 100,900株
(3) 処分価額	1株につき854円
(4) 処分総額	86,168,600円
(5) 割当予定先	当社及び当社連結子会社の従業員331名 100,900株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社及び当社連結子会社の従業員に対し当社グループの企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式制度を導入しております。

その上で、ノザワ従業員持株会への拠出金額に応じた割当てを条件としていることから割当数及び処分総額の増加が見込まれます。

ノザワ従業員持株会への拠出金額に応じた割当て条件

	従業員持株会拠出金額(月額)	割当数
持株会加入者	11,000円以上	1,000株
	6,000円～10,000円	800株
	4,000円～5,000円	600株
	3,000円	400株
	2,000円	300株
	1,000円	200株
持株会未加入者又は休止者		100株

上記の条件により当社及び当社連結子会社の従業員（以下、「対象従業員」という。）331名に対し、当社の従業員に対する当社第166期事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）に係る譲渡制限付株式報酬及び当社連結子会社の従業員に対する当該連結子会社各事業年度に係る譲渡制限付株式報酬として、割当対象者が各自に支給された金銭債権合計86,168,600円の全部を本自己株式処分において現物出資の方法によ

て給付することにより、当社の普通株式 100,900 株を付与することを決議いたしました。

また、当該金銭債権は、本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で、下記 3. の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2025 年 3 月 27 日（以下、「本処分期日」という。）から対象従業員が当社及び当社連結子会社の使用人のいずれの地位からも退職（継続雇用制度の契約期間満了時点をいう。以下同じ。）する時点（ただし、当該退職の日が 2025 年 7 月 1 日より前である場合には 2025 年 7 月 1 日の到来時）までの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならない。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象従業員が本処分期日から 2026 年 3 月 31 日までの間（以下、「本対象勤務期間」という。）継続して、当社又は当社連結子会社の使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象従業員に割り当てられた割当株式（以下、「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（以下、「譲渡制限期間満了時点」という。）をもって譲渡制限を解除するものといたします。

#### (3) 本対象勤務期間中に、対象従業員が死亡又は当社取締役会が正当と認める理由により退職した場合の取扱い

##### ① 譲渡制限の解除時期

対象従業員が、本対象勤務期間中に当社及び当社連結子会社の使用人のいずれの地位からも退職した場合において、対象従業員の退職につき、死亡又は当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、当該退職の直後の時点をもって、本割当株式に係る譲渡制限を解除するものといたします。

##### ② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退職の直後の時点において譲渡制限を解除する本割当株式の数は、2025 年 4 月から対象従業員が当社及び当社連結子会社の使用人のいずれの地位からも退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）といたします。

また、対象従業員が本対象勤務期間中に、死亡により当社及び当社連結子会社の使用人のいずれの地位からも退職した場合、当該退任の時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除するものといたします。

#### (4) 当社による無償取得

当社は、対象従業員が、本処分期日から本対象勤務期間終了の日の前日までに当社及び当社連結子会社の使用人のいずれの地位からも退職した場合には、死亡又は当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、譲渡制限期間満了時点において、上記(2)及び(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、譲渡制限期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(5) 株式の管理に関する定め

対象従業員は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、2025年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、対象従業員に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものであり、その処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025年1月10日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である854円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上